

平成 2 7 年 網走市議会
総 務 文 教 委 員 会 会 議 録
平成 2 7 年 3 月 5 日（木曜日）

○日時 平成27年 3 月 5 日 10時05分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第23号 平成26年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第24号 平成26年度網走市市有財産整備
特別会計補正予算
3. 議案第33号 網走市行政手続条例の一部を改
正する条例制定について
4. 議案第39号 網走市総合体育館条例の一部を
改正する条例制定について
5. 請願第37号 来年 4 月からの消費税増税の凍
結を求める請願
(H25. 12. 12 継続審査)
(H26. 3. 7 継続審査)
6. 請願第39号 住民の安全・安心を支える「国
の出先機関」の拡充を求め、
「公務の民営化・独立行政法人
化・業務委託化」に反対する意
見書の提出を求める請願
(H26. 3. 7 継続審査)
(H26. 6. 12 継続審査)
(H26. 9. 11 継続審査)
7. 請願第42号 特定秘密保護法の廃止を求める
意見書提出についての請願
(H26. 3. 7 継続審査)
(H26. 6. 12 継続審査)
(H26. 9. 11 継続審査)
8. 請願第43号 地方自治体の臨時・非常勤職員
の待遇改善と雇用安定のための
法改正に関する意見書提出につ
いての請願
(H26. 3. 7 継続審査)
(H26. 6. 12 継続審査)
(H26. 9. 11 継続審査)
9. 請願第50号 憲法解釈の変更による集团的自
衛権行使容認を行わないことを
求める意見書提出についての請
願
(H26. 6. 12 継続審査)
(H26. 9. 11 継続審査)

10. 請願第53号 集团的自衛権行使容認の閣議決
定を撤回し憲法第 9 条を守り生
かすことを求める意見書提出に
ついての請願
(H26. 9. 11 継続審査)
(H26. 12. 11 継続審査)
11. 請願第54号 特定秘密保護法の撤廃を求める
意見書提出についての請願
(H26. 9. 11 継続審査)
12. 請願第55号 消費税増税に反対する意見書提
出についての請願
(H26. 9. 11 継続審査)
13. 請願第59号 T P P 交渉等国际貿易交渉に係
る請願
14. 陳情第12号 「特定秘密の保護に関する法
律」を制定しないことを求める
陳情
(H25. 12. 12 継続審査)
15. 陳情第14号 『北海道網走支庁管内』の「オ
ホーツク」総合振興局地名改称
に一部訂正を求める陳情
(H25. 12. 12 継続審査)
16. 陳情第20号 「高校・大学教育の無償化」の
前進をもとめる陳情
(H26. 9. 11 継続審査)
17. 陳情第26号 「特定秘密の保護に関する法律
の廃止を求める意見書」採択に
関する陳情
(H26. 9. 11 継続審査)
18. 陳情第29号 市民健康プールに大学生の料金
設定を求める陳情
(H26. 12. 11 継続審査)
19. 陳情第30号 集团的自衛権行使容認について
政府への意見書提出に関する陳
情
(H26. 12. 11 継続審査)
20. その他

○出席委員（6名）

委 員 長 平 賀 貴 幸

副委員長	井戸達也
委員	飯田敏勝
	近藤憲治
	高橋政行
	七夕和繁

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部善治
副議長	山田庫司郎

○傍聴議員（5名）

金兵智則
佐々木玲子
立崎聡一
松浦敏司
渡部眞美

○説明者

副市長	大澤慶逸
企画総務部長	川田昌弘
企画総務部次長	岩永雅浩
総務課長	大島昌之
職員課長	小松広典
財政課長	秋葉孝博

教育長	木目澤一三
学校教育部長	三島正昭
社会教育部長	後藤伸次
学校教育部次長	伊井俊明
管理課長	鈴木直人
スポーツ課長	岩本博隆

○事務局職員

事務局長	佐藤明
次長	吉田正史
係	田中康平

午前10時05分開会

○平賀貴幸委員長 おはようございます。

ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の案件は、議案4件、請願9件、陳情6件の合計19件について審査を行います。

最初に、議案第23号平成26年度網走市一般会計補

正予算中、当委員会所管分について審査をいたします。

最初に、職員給与費についての説明を求めます。

○小松広典職員課長 平成26年度一般会計職員給与費の補正予算について御説明を申し上げます。

議案資料66ページをごらん願います。

補正の理由でございますが、退職者増のため退職手当を追加補正しようとするものでございます。

補正額は1,926万1,000円で、全額一般財源となっております。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは、質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 これは過去の委員会で議論はしているのですけれども、実際調整することなのですけれども、国家公務員にあわせて網走も削減しているのですけれども、その辺の経過をもう一度御説明願います。

○平賀貴幸委員長 暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

○平賀貴幸委員長 それでは、再開いたします。

飯田委員に対する答弁から。

○小松広典職員課長 現在の退職手当につきましては、2年前に民間の支給水準にあわせるために調整率を最終的に掛ける場所の率が、その当時は100分の104でしたが、それが段階的に調整率を減少させて、本年4月からは最終的な100分の87という調整率を掛けまして、民間の支給水準にあわせるような制度改正を行っております。

○飯田敏勝委員 何で知ったかというのと、その後やります調整額の関係で、これは今年度の4月1日からで、その前のやつです。今退職した場合の額と、その後の調整額との関係になるのですけれども、その差というのが、今の時点で、今まで網走市役所の場合は2%から4%削減したのが、退職金が400万円減って、その関係で、後の懸案される調整額の件になるのですけれども、この時点で退職した場合は、4月1日を過ぎてから退職するのと、この時点で退職するのと、どのぐらいの差異があるのか、その辺の説明はありますか。

○小松広典職員課長 ことしの4月からは最終的な100分の87という率ですけれども、平成26年度中につきましては100分の92という率になりますので、総支給額で比較した場合について5%程度の差がございます。額にしますと、2,000万円という支給額

としますと、180万円程度の金額になるかと思えます。

○飯田敏勝委員 減るということですか。ふえるということですか。

○小松広典職員課長 平成26年度と平成27年度を比較しますと、平成27年度が減るという形になります。

○飯田敏勝委員 わかりました。

それがわかってまた、これはこれで了承して、次に生かしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続いて、企画振興費まちづくり推進事業、地域振興推進事業並びに地方創生総合戦略策定事業について説明を求めます。

○岩永雅浩企画総務部次長 平成26年度一般会計補正予算事業について企画調整課所管分を御説明申し上げます。

なお、補正予算事業につきましては、国の緊急経済対策に伴い創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して実施するものです。

なお、事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越しをいたします。

議案資料67ページをごらん願います。

最初に、ふるさと応援隊推進事業ですが、網走の魅力を市からPRするだけでなく、全国にいる網走を故郷に持つ方、網走ファンの皆さんに網走の豊かな自然や景観、文化を発信していただく取り組みを継続するとともに、PR素材を作成し、網走市を応援いただける首都圏の事業者を通して網走を広くPRしようとするものでございます。

PR素材の作成等の事務費など事業費100万円のうち、一般財源として20万円を計上するものでございます。

次に、69ページをごらん願います。

6次産業化プロデューサー育成事業ですが、東京農業大学が実施をする6次産業化プロデューサーを育成する取り組みを支援いたします。

この事業は、本年度支援してまいりました東京農大アグリビジネス人材育成事業を継承するものですが、より高度な市場マネジメント能力を持つ人材を育成するカリキュラムを構築し、この修了生は国の食の6次産業化プロデューサー制度の認定を得られることになります。

外部講師の報償費や旅費、事務経費などを補助対象とし、補助金400万円のうち一般財源として80万

円を計上するものでございます。

続きまして、71ページをごらん願います。

地方創生総合戦略策定事業ですが、庁内会議、市民会議を組織し、網走市の人口ビジョンと創生総合戦略を策定するものでございます。

人口ビジョンの策定に当たりましては、人口推計の分析を専門機関に委託いたしますが、本市人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向性をお示しします。

一方、総合戦略でございますが、網走市総合計画の戦略版と位置づけ、人口ビジョンを踏まえた本市が安定した人口構造を保ち、将来にわたって活力ある地域社会を実現するために、評価指標を持つ計画を示すこととしております。

人口推計分析を専門機関に委託する経費や事務経費として、事業費760万円のうち、一般財源として60万円を計上するものでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 まず初めに、3案とも地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで、問題というか、審議の問題なのですけれども、これは平成27年度の執行方針の中にも市長の地方創生ということで位置づけられて、予算そのものは繰越明許で平成27年度になっています。

ただ、この事業そのものの議論は一応きょうの委員会しかないのです。

それからいきますと、総務文教に関するもの、午後からの生活福祉に関するもの、あしたの経済建設に関するものなのです。

各委員会で、説明会のときに、地域住民生活等緊急支援のための交付金の概要という説明がありました。その中で、目的として、国の予算規模等の説明から目的がありまして、交付金の交付限度額ということで、秋葉財政課長から説明がありました。

これも3委員会共通の説明がなされています。

それで、地域消費喚起と生活支援型と、それから地方創生先行型ということで区分されているのですが、実際今回出された施策の中で、いわゆる地方創生先行型でいくと、今岩永次長から説明ありました地方創生総合戦略策定事業というのが実際予算そのものは繰越名許されまして、実際本部が庁内に立ち上げて、市民も巻き込んで策定委員会を設けまして、10月までにつくるということになります。

そうなりますと、今回の予算の中で、地方創生先行型という形で取り入れているのをやはりこの辺を見据えて、私は今回の補正を行ったと思うのです。

この40事業の中に24の交付金の事業があるのですけれども、これを、総合戦略策定事業を見据えた地方創生先行型ということで今回の予算を組まれたのか。あした審査されます観光もそうです。観光の事業というもののものすごく数多くあります。それを、言葉は悪いですが、予算が来たからあれこれつけたのか、先を見据えて今回の事業を組んだのか、その辺の基本的な考え方はいかがですか。

○岩永雅浩企画総務部次長 先行型の導き出し方ということでございますが、例年当市では秋におおよそ5カ年先を見据えた中でどのような政策を展開していくかという政策検討会議を開催しています。

それをこの数年積み重ねてきているわけございまして、総合戦略の策定も5カ年先を見据えて策定をするということで、年数としても合致をしていたということがございます。

それをベースにして、平成27年度に実施ができる事業については交付金を活用して実施をしようということで、先行型に提案をさせていただいたということでございます。

○飯田敏勝委員 それからいきますと、地方創生そのものというのが、ただ単に国の経済対策なり地方対策として金がおりてきたということではなしに、今後の網走を、地方創生総合戦略策定会議ですから網走を見据えた事業だというような認識で、これを取り組むということと理解してよろしいのですか。

○岩永雅浩企画総務部次長 私たちもそのように認識をしております。

○飯田敏勝委員 そうなるときに、実際この地方創生総合戦略策定事業というものが760万円の予算を使っています。

その中に人口推計分析に係る委託料が500万円計上されています。

あとは大きい支出科目というと臨時職員の雇用に係る賃金で、これが650万円、この予算のほとんどを占めているのですけれども、私は、重要なのはこの総合戦略策定事業が庁内で本当にできるのかどうかということと、それから市民をしっかりと巻き込んで市民の中に地方創生というものがどういうものかということが本当に浸透された中で審議されていくのかということだと思うのです。

人口推計分析に係る委託料の500万円というのは

実際どのような中身で。人口推計分析というのは大まかなところでは今かなりされています。インターネット等で引っ張ればなのですが、それとは違うような人口推計分析になるのですか。

○岩永雅浩企画総務部次長 人口推計の分析でございますけれども、専門機関に委託をしたいというふうに考えておりますが、丸投げをするわけではなくて、これまで庁内でも統計調査係が持っている統計資料に基づいて内部的な分析を行ってまいりました。

昨年の9月に行ったタウンミーティングの中でも、一部北海道や国と違う人口構造を持っているなどの推計をお話しさせていただいておりますけれども、それらを含んで網走市としてはこのように考えているという仮説立てのようなものを専門機関のほうにお示しをしたいというふうに思っています。

特に、専門機関に期待をしているのは、全市的な推計だけではなくて、中学校区ぐらゐを単位とした細かなエリアでの人口推計がどうなっていくかということと、それから私たちが不十分ながら行っている分析の精度を高めていただくということで考えてございます。

市民への浸透の部分でございますけれども、一つには人口ビジョン、網走の人口の現状と将来の姿について求めるわけですが、これについては策定した後に市民に御紹介といいますかお知らせをする全体会議のような、フォーラムのような場面を持つことを一つ考えてございます。

その上で、市民会議につきましては、産学官金労という各分野に加えて、青年層、それから女性層の代表にも参画をいただいて、幅広い視点から御意見をいただきたいというふうに考えておりますし、さらに例年行っております地域住民懇談会や、青年を対象としたタウンミーティングなどの場面を通じて、周知と、それから御意見の聞き取りを行っていききたいというふうに考えてございます。

○飯田敏勝委員 今、計画そのものの丸投げはないということですので、その辺は今後の進展次第だと思うのです。

ただ、幾ら地方創生総合戦略策定事業の中で、地方が、特に網走は農林水産業が基幹ということで、1次産業、それに付随して今2次産業、3次産業ということで、今回の6次産業化ということでの予算もつけているのですけれども、幾ら事業の中で有効な手だてを打っていても、今、仮にTPPへの参加によって地方が衰退してしまったら何にもならな

いというような、私は大きな矛盾を抱えていると思うのです。その辺についてもしっかり話し合うということなのでしょうか。

○岩永雅浩企画総務部次長 T P Pの問題につきましては十分に情報が得られていませんので、それについてのコメントは私のほうからはできません。

ですが、総合戦略の策定に当たってT P Pそのものについて議論するというよりは、そうなったときも含めて、1次産業、2次産業、3次産業、それぞれにどのような影響があるのかということは当然考えていかなければならないと思いますが、基本的に本市としては、1次産業の潜在価値を強みとして、2次産業、3次産業にどうつなげていくかということが経済分野については議論の中心になるかなというふうに考えています。

○飯田敏勝委員 私は避けては通れないと思うのです。地方創生は、地方創生という言葉ではなしに本来は地方再生と。地方が衰退した原因そのものをこの策定戦略会議の中でしっかりとある程度認識していかないと、今言ったT P P、次長が言ったそういう問題が出てきたときに有効な手は打てないと思うのです。

仮に、これは次の代表質問などの後の予算等審査特別委員会での議論になると思うのですけれども、政策の整合性に欠けるということをこの策定事業の中でしっかりと踏まえていかないと、ただ単に国からのお金がおりてきて、国の視点で見られた形で政策になっていって、結果的には国の政策が、T P Pにしても、それから都市の一極、二極集中にしてもやっていくと、やはり国に振り回されるというようなことがあるので、これはやはりそこはその辺の認識なり整合性をしっかりと見定めた上で、こういうようなことをやっていったらいいのではないかなというように私を私は申し上げたいというふうに思います。

それと、あと6次産業化ということなのですから、6次産業化というのは端的に言ってどのようなことなのでしょうか。

○岩永雅浩企画総務部次長 6次産業化の考え方がございますが、よく言われるのは、1次産業足す2次産業足す3次産業なのか、1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業なのかという議論がございます。

いずれも正しいというふうに言われていますけれども、1次産業がゼロになってしまうと掛け算の場合全てがゼロになってしまうということを考えますと、

掛け算で考えて1次産業、2次産業、3次産業それぞれに力をつけて、地域を活性していくという考え方が正しいのかなというふうに考えております。

現在、東京農業大学で進めている事業は、主に生産に携わる1次産業の方が、加工、そして販売、流通といった部分も担っていく人材を育成することです。でございますが、なかなか実際的にはそういった事例だけが成果として上がっているわけではなくて、2次産業の方が3次産業、あるいは1次産業の受講生の方の製品を使ってメニューをスキルアップさせるだとかということも行われております。

特に、今までの成果を見ますと、どちらかというところとスモールビジネスとかコミュニティービジネスといわれた規模の小さな経済活動で、特に女性の方が経済社会に進出をしていくという道を開きつつあるのではないかなというふうに考えています。

○飯田敏勝委員 6次産業、これは農大でずっとやっていました。ふるさと創生塾という形でリーダーを、そういうような人材育成という形でやっていました。

特に6次産業化というのは、今次長が言ったプラスしても掛けてもいいということなのです。ある生産したものを、生産して加工して販売して、それにもう少しサービスしてというような形で持つていく。そこには投資というものがずっとあるのですけれども、そういう形で進んでいくなら、私は、今言った雇用なり女性の進出ということを考えるなら、この6次産業化と地方創生総合戦略策定事業との関連というものはものすごく大きいと思うのですけれども、その辺はどう捉えていますか。

○岩永雅浩企画総務部次長 委員から御指摘があった点ですが、創生戦略、総合戦略の関係との関連でいきますと、東京農業大学と連携した6次産業化の推進につきましては、ただいま申し上げたとおり女性の経済社会への進出に道を開きつつあるというふうに考えていますし、東京農大では1次、2次、3次産業それぞれの人材育成や付加価値向上の取り組みをしていただいています。

そういった取り組みがオホーツクの食のブランドの創出を可能とするというふうに考えておりますし、市内でいきますと、麦が集約されてきた、あるいは水産業でいきますとE UのH A C C P対応ということで世界基準の衛生体制が築かれつつあるということもございます。

そのようなプロフィールを語る品質を持った地

場産品を生産する食関連産業の創出につなげていくというような挑戦が必要だろうというのが総合戦略としての考え方でございます。

○飯田敏勝委員 言ったのは、この6次産業化プロデューサー育成事業というものが、今後ともこの総合戦略策定事業の中でどう生かされていくかということは、やはりこの6次産業化プロデューサー育成事業というものも含めて東京農大との連携をこの戦略会議の中でしっかりと位置づけていくのか、それともただ単なる選択肢の一つなのかどうかということも含めて、その辺は考えていると思うのですけれども。

○岩永雅浩企画総務部次長 総合戦略につきましては、いわゆる総合的な政策をどうするかということもあるのですけれども、特に今回策定しようとしている総合戦略は、大都市へ地方から若年層が流出していくという人の流れと、特に出生率に関連のある女性人口の偏りを是正していくというのが大きな目的、目標になっています。

そういう面で行きますと、先ほど申し上げた女性の経済社会への進出というものについては大きなテーマになりますし、仕事をつくって、そこに人が来るという生産、加工、流通の人材育成という面についても非常に大きな役割を果たすというふうに考えていますので、東京農業大学との連携は、その面で行きますと大きなテーマというふうに考えています。

○飯田敏勝委員 今次長がテーマということなので、きょうはそれ以上しませんけれども、今後の予特なりの中でしっかりと議論していきたいと思います。

私はこの3事業については基本的には賛成です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 地方創生総合戦略策定事業について一つ基本的な部分をお伺いいたします。

先ほど説明の中で、総合計画の戦略版であるという御説明がありましたけれども、市がこれまでも継続的につくってきた総合計画というものもありますけれども、そことの関係というのをもう少しわかりやすく示していただけますでしょうか。

○岩永雅浩企画総務部次長 これまで総合計画に基づいた政策、施策を実施してきたわけございまして、昨年から進めております総合計画の中間評価について先般議員の皆様にもお知らせをしたところで、

その中間評価を踏まえるということと、現状の

人口、それから将来的な人口推計に基づいて有効な政策を今後5年間どう展開していくのかといったことを検討していくというのが総合戦略策定の過程というふうに考えております。

○近藤憲治委員 伺いたいことは、今回地方創生という極めて重要な政策を地域で具体化していくための戦略をつくるというのが補正予算なのだと思うのですが、市でつくっている総合計画と、今度つくるこの総合戦略というのはどういう関係にあるのでしょうかということなのだと思いますけれども、伺いたいと思います。

○岩永雅浩企画総務部次長 総合計画と総合戦略との関係性でございますが、今後市民会議、あるいは庁内会議で検討していこうとしている内容につきましては、総合計画は五つの基本目標を持っておりませんが、それに基づいて検討しようというふうに考えております。

一つには産業振興と雇用の場の創出についてどう考えていくのか、もう1点は若い世代が希望に応じて結婚、出産、子育てができる環境とはどういうものなのか、三つ目には観光や健康スポーツなど網走の地域特性を生かした交流人口の拡大はどうあるべきか、4点目には東京農大や日体大特例支援学校などと連携をして教育目標をどう実現していくのか、5点目には支え、安心して暮らすことができる共生型地域社会、いわゆる高齢者の今後の生活、網走に暮らし続けるためにはどういう環境が必要なのかといったような点を議論するということで考えてございます。

○近藤憲治委員 わかりました。

そういった形でこれから網走、どういうふうに地域として生き残っていくのかというのを市民の皆さんを含めて構築していくわけですので、極めて重要な政策であるというふうに考えています。

往々にしてこういう戦略を考えようというときに起こりがちなのが、市とコンサルとで計画をつくって、御意見をくださいと。そして、意見が少し出て、それをつけ加えて、できましたというパターンが他の自治体では散見されるのですけれども、これから先網走のまちを生き残らせていくためには、市民一人一人が自分たちで自分たちのまちを守っていく、盛り上げていくという意識を持っていただくことが不可欠ですので、ぜひ自分たちでつくった総合戦略なのだというふうに感じていただけるような策定プロセスで進めていただきたいというふうに思うこと

が一点。

あともう一つは、短期間での集中的な策定になるかと思うのですが、ぜひ議会にも進捗状況等も示していただきながら、柔軟な議論を進めさせていただきたいというふうに考えておりますが、今のところ見解はいかがでしょうか。

○岩永雅浩企画総務部次長 先ほど人口ビジョンの策定の際には専門機関のアドバイスをいただくというか委託をするということでお話しさせていただきましたが、総合戦略につきましてはコンサルに委託することが基本的に許されていません。ですので、総合戦略は自治体がつくるのだということです。

先ほど飯田委員の御質問にもお答えしたとおり、人口ビジョン、将来的な姿、現状の認識について市民の皆さんにも共通認識をしていただくという場面をまず持ちたいというふうに考えています。

その上で、市民会議、あるいは例年行っている市民の声を聞く場面を通じて、さまざまに市民からの御意見をいただきたいというふうに考えておりますし、まちづくり宅配トークなどのようにこちらから御説明に伺うという手段もございますので、そのようなことも活用をしていきたいというふうに考えております。

議会につきましても、もちろん総合戦略の趣旨としましては、先ほど申し上げた産学官金労のほか、議会の積極的な関与を求めることというふうにされておりますので、機会を見ながら議会のほうにも御説明をしたいというふうに思っております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 私のほうから一言だけ。

非常に夢があるというか期待される部分が多々ある事業だというふうに思います。また、メニューがたくさんあるだけに、これをこなしていくのに非常に大変な労力が必要ではないかなというふうにも感じるところでありますけれども、先ほど近藤委員からもありましたように、市民を幅広く巻き込んだ上で、東京農大との連携という部分もお話しされておりましたけれども、必ずしも東京農大と生産者側がじっくりいっていない部分というのでも聞く部分もございますので、その辺をしっかりと見ていただいた中で、検証も含めて、頑張って進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○岩永雅浩企画総務部次長 市民の声をお聞きする場面につきましては、市民会議が中心になるかと思

いますけれども、そこにはもちろん東京農業大学や日体大の網走事務所といったところの教育分野の方にも御意見をいただくということになっておりますし、さらに、農業、水産業、商工業、観光業などといった実需というか、生産者あるいは加工、販売、流通にかかわる方たちにも入っていただくことで今予定をしておりますので、そことの折り合いをどうつけていくのかという部分についてはまずここと。

さらに、具体的な地域での懇談会もございますし、先日行われたまちづくり推進会議の全体会議の中にお集まりいただいた皆様には、所属するさまざまな団体でも議論いただきたいと。

それを市役所のほうに届けていただきたいというお願いもしておりますので、そういうさまざまなチャンネルを使って意見聴取をしたいというふうに思っております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて一般会計補正予算中、基金積立金であります、議案第24号平成26年度網走市市有財産整備特別会計補正予算と関連がありますので、一括して説明願います。

○秋葉孝博財政課長 平成26年度一般会計の、まず債務負担行為の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料53ページをごらん願います。

3. 債務負担行為の補正のうち、一般会計になります。

内容でございますが、庁舎及び公共施設等の管理業務や警備など平成27年度当初より履行が必要となる委託契約につきまして、平成26年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は平成27年度の1年間で、限度額を8億6,131万7,000円にしようとするものでございます。

続きまして、議案資料の73ページをごらん願います。

財政調整基金費の補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容でございますが、平成26年度に受領いたしました各種寄附金及び市有地売却に伴う収益を表のとおり各基金へ積み立てしようとするものでございます。

74ページをごらん願います。

2. 補正額でございますが、①歳出予算は基金積

立金の合計で9,317万6,000円を追加しようとするもので、財源内訳は記載のとおりでございます。

次に、②歳入予算でございますが、市有財産整備特別会計からの繰入金が5,000万円。

寄附金が合計4,317万6,000円で、寄附金の内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、75ページをごらん願います。

消防費消防組合負担金の補正予算につきまして御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正といたしまして、人件費の退職手当1,910万3,000円を追加しようとするものでございます。

2. 補正額でございますが、補正額の財源は全て一般財源となり、補正後の額を7億2,459万8,000円としようとするものでございます。

続きまして、議案資料79ページをごらん願います。

市有財産整備特別会計の補正予算について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容ですが、市有地売却に伴う収益を一般会計へ繰り出し、基金に積み立てるため追加補正をしようとするものでございます。

2. 補正額でございますが、①歳出予算は一般会計への繰出金として財産管理費に5,000万円を追加しようとするもので、②歳入予算ではその財源として財産売払収入4,026万7,000円及び前年度繰越金973万3,000円を追加しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸委員長 それでは、最初に一般会計補正予算中、基金積立金並びに議案第24号の平成26年度網走市市有財産整備特別会計補正予算、この点について関連がありますので、まずここから質疑に入りたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第23号網走市一般会計補正予算中、消防組合負担金についての質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、債務負担行為については後ほどまた質疑をすることにしまして、先に教育費学校教育学力向上推進事業について説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 議案資料の76ページをごらん願います。

平成26年度網走市一般会計補正予算のうち教育費指導奨励費の小中学校学力向上対策事業の歳入、歳出予算の補正並びに繰越明許費の設定について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の交付金を活用しまして、学力向上対策として市が独自に小中学校に臨時教員を配置し、子どもたちの基礎学力の向上を図ろうとするもので、事業費1,100万8,000円を追加補正しようとするものでございます。

事業内容ですが、算数、数学につきましては、基礎、基本をいかに定着させるかが学力向上に向けた課題となっております。

このことから、少人数学習、習熟度別の学習、補充学習など、きめ細かな学習環境の充実を図るために、算数、数学について、嘱託職員ですが学習支援員を小中学校にそれぞれ2名、計4名を配置しようとするものでございます。

事業費につきましては、賃金としまして1,100万8,000円、財源につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

なお、本事業につきましては、事業費全額を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 今説明があったのですけれども、昨年度学力テストの関係で質問させていただいて議論をしました。

教育環境の整備ということで、それはそれでいいのですけれども、特に算数、数学に特化すると。これは学力テストの科目だということなのですけれども、いわゆる算数、数学がかなり低いと。特に算数、数学の場合は、私も経験があるのでございますけれども、一回基礎がおくれていくと、どんどん格差が広がっていくということになります。

そうなりますと、支援員の方が算数、数学で本当に基礎をしっかりとやっていくのか、それともテスト用に、そういうような教え方というのですか、そのようなこともある程度心配されると思うのですけれども、その辺の具体的な方法というものは一言で言うには大変だと思うのですけれども、どのような方法を考えていただけるのですか。

○鈴木直人管理課長 学習支援の配置の関係でございますが、今お話がありましたように、特に算数、数学につきましては積み重ね学習が非常に重要でございます。早い時期につまづきますと、確かな基礎

学力を養成するということはなかなか難しくなりますことから、基礎をいかに身につけさせるかということの認識に主眼を置きまして、各学校事情がそれぞれ違いますので、各学校において学習支援の活用の仕方については教育委員会に計画書をいただいた中で、そこで配置については判断していこうというふうに考えておりますが、決してテストの点数を上げるということではなくて、確かな基礎学力を身につけさせたいという趣旨の事業でございます。

○飯田敏勝委員 特に算数につきましては、いわゆる塾だとか、それから個人的というか有志の方でわかる算数だとか、そういう形でやってわかっていったという事例なども私はいろいろ聞いていますし。小中に分けるのですけれども、具体的に4名、小学校2名、中学校2名となったのですけれども、配置するというのは、学力テストの平均値がある程度いい悪いというような配置の仕方をしているのか、それとも総合的な基礎学力がないというのを判断したところに配置するのか、その辺の具体的な配置の仕方というのはどうなっているのですか。

○鈴木直人管理課長 学習支援員の配置の仕方ですけれども、それにつきましては、先ほども申しましたけれども、学校から配置に関して実施計画を上げていただいて、効果が高いと見込まれる学校を選択して、学習支援員を配置したいというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 教育委員会がここはちょっと低いから配置するとかではなしに、学校側から上がってきたものに沿って、先ほど言った少人数学習、それから習熟度、そういうのを考慮して総合的に判断するということで。

今後この効果があった、またはなかったというような評価は、どのような評価というのですか、学力テストで評価するのか、それとも基礎的な学力が向上したということで評価するのか、その辺の評価方法なども考えていると思うのですけれども。

○鈴木直人管理課長 事業評価の方法でございますが、これにつきましては単に学力テストの点数の推移を見ていくということではなくて、例えば授業が楽しいか、あるいは授業がわかりやすい授業であったかというようなことも指標として捉えていかなければならないというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 基本的には賛成なのですが、また議論をしていきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 私のほうから、国の緊急経済対策ということで、学習支援員ということで、わからない子を早目にすくい上げてあげるのだということで、2名、2名と、計4名ということですが、継続的な配置というのが正直必要ではないかなというふうに思うのですけれども、これからの計画というか、あれば教えていただきたい。

○鈴木直人管理課長 今後の事業についてでございますけれども、今回の事業につきましては子どもたちの基礎学力を向上させる取り組みの一つでございますが、単発といいますか、単年度で終わる事業ではないというふうには捉えておりますが、まずは今回4名の学習支援員を配置しまして、その状況の推移を見ていきたいというふうに考えております。

○井戸達也副委員長 ちなみにこういった方がこの学習支援員につかれるのか。退職者だとか新卒者だとか、その辺も教えていただきたい。

○鈴木直人管理課長 学習支援員についてでございますが、主として退職教員ですとかを考えております。

○井戸達也副委員長 わかりました。以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

それでは次に、保健体育費スポーツ振興事業並びに市民健康プール等整備事業について説明を求めます。

○岩本博隆スポーツ課長 議案資料の77ページをお開きください。

平成26年度一般会計スポーツ振興費補正予算について説明をさせていただきます。

国からの交付金を活用し、スポーツ合宿誘致強化事業を行おうとするものです。

内容につきましては、誘致旅費に100万円、誘致パンフレットに100万円の、計200万円であります。

歳出、歳入につきましては記載のとおりです。

なお、本件につきましては、翌年に繰り越しし行おうとする事業であります。

次に、議案資料の78ページをお開きください。

市民健康プール等整備事業の補正予算について説明いたします。

旧プール解体後の場所に駐車場とトレーニング室の増設を行っております。

駐車場につきましては、冬季の工事より雪解け後に工事を行ったほうが仕上がりがいいため、平

成27年度に繰り越しをし、行おうとするものであります。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 スポーツ合宿の誘致事業なのですが、今ラグビーのワールドカップの日本の開催地が決まりまして、合宿の誘致ということもいろいろ入りながらの誘致活動だったと思うのですが、その辺の考え方。従来の予算があると思うのですが、絡めた予算だと思うのですが、詳細はどのようになっていますか。

○岩本博隆スポーツ課長 今までラグビーワールドカップの誘致事業と、世界大会の誘致事業ということで50万円ほど計上しております。そこに50万円をプラスしまして、今委員がおっしゃいましたワールドカップ世界大会の誘致を強化しようとするものであります。

○飯田敏勝委員 それでは、これとは別に一般的な合宿誘致、例えば新たな大学だとか、昨年たしか教育長を中心にやったと思うのですが、それとはまた別だということと、ということで考えていいのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 今おっしゃった大学等の一般の国内誘致につきましては別に予算を持っておりますので、別と考えていただいて結構です。

○飯田敏勝委員 これはたまたま繰越明許の設定ということなので、代表質問の後にも予特でもできるのですが、そういうことからいくと、合宿誘致についてはワールドカップに向けて今後ある程度特化してやっていくという方向性も、合宿地の誘致に向けてあるということなのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 ことしイギリスでラグビーのワールドカップがありまして、その終了後に2019年日本で行われますワールドカップのベースキャンプ地の条件が出されるというふうに聞いておりますので、今おっしゃったように、先ほど申しましたワールドカップ、あとは世界大会に特化して行おうと考えております。

○飯田敏勝委員 その辺についてはわかりました。

また、施設整備費の補正なのですが、結果的に現在旧プールを壊しまして駐車場等をつくっています。そういうことなのなのですが、1点だけ。

プールそのものはオープンがことしの4月末ということとを予定していると思うのですが、全体的に工事そのものは間に合う、順調に進んでいると

いうことでよろしいのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 担当課のほうに確認をしておりますけれども、予定どおり進んでいるというふうに聞いております。

○飯田敏勝委員 予定どおり進んでいるということとで承します。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、繰越明許費と債務負担行為についての審査に入りますが、先ほど債務負担行為の補正について説明がありましたので、繰越明許費のみの説明とさせていただきます。

マイナンバー制度導入事業について説明を求めます。

○川田昌弘企画総務部長 議案資料の52ページ、資料12号をごらんいただきたいと存じます。

2の繰越明許費のうちマイナンバー制度導入事業についてでありますけれども、システムの改修が非常に多岐にわたって、年度内の完了が見込めないという状況でございますので、翌年度に予算を繰り越そうとするもので、繰越額は1,712万9,000円でございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは、マイナンバー制度導入事業並びに庁舎及び公共施設等の管理委託契約、債務負担行為について質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 マイナンバー制度導入についてのみ聞きます。

見ますと、新たに新年度にもう5,900万円つけてあるということで、これは予特事項なのかもしれませんが、ただ、繰越明許そのものも。

昨年私どもはこの予算がつけられた段階で国民総背番号制に通じるだとか、まだまだ国民の間なり市民の間では知られていないということで、さまざまな不安な要素を抱えた事業だということで反対いたしました。

反対そのものは変わらないのですが、内閣府が調査しても、調査の段階でも国民の7割は知らない。

市として今まで、去年提案されて予算化されてからどのように市民に対しての周知をやってきたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○川田昌弘企画総務部長 前段予算の関係で補足説明をしたいと思いますが、今回、今年度繰り越そうとするという予算については、厚生労働省が

所管しているマイナンバー制度の導入事業に関する経費でございます。そして、新年度に計上しているのは、総務省の所管のいわゆる住民票関係、住民基本台帳関係のマイナンバー制度のシステム改修等の経費ということの整理でございます。

それで、平成27年10月から各住民に対して付番の通知が始まるというスケジュールになっております。

これまで国のほうからいろいろ制度の概要等の取り扱い方針だとかが順次来ているのですが、なかなかまだ最終的にこういうふうな形で進めますといったものが正式にまだ来ておりません。

私どもとしては、10月に付番が始まる前に広報の特集記事、それからホームページ等を通じて住民に周知をしていきたいというふうに考えておりますので、まだ現状、今現在住民に対してこういうふうなことを周知しているという実績はありません。

○飯田敏勝委員 何の事業でもそうだとしたらあれなのですけども、10月からということになりますと、本当にもうあと半年あるかないかということで、私は市の広報でも周知しなければならないと思うのですけれども、その辺の見通しはいかがなのですか。

○川田昌弘企画総務部長 新年度に入りまして住民の方々に対する周知方法というのはしっかり考えていかなければならないと思います。10月の実施に向け、付番の前にはしっかり周知をしていきたいというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 昨年もいろいろチャンスはあったと思うのですけれども。住民説明会なりで。あの後ですね。

今もさまざまな形で、予算の形で住民説明会があると思うのですけれども、いつの間に、わからない間にこの制度が導入されて、動いて、結果的にはお金をかけた割には全然登録にならないとか、結果的に勝手に登録されたというような状態も出てくると思うのですけれども、今言った限りでは非常におくれていると。

周知してオーライというわけでなくて、市民のほうから問題点そのものも含めて市のほうでも答弁しなければならないと思うのですけれども、やはりその辺は早急に周知したり、問題点の提起に対する期間が私はあっていいと思うのですけれども、その辺の考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○川田昌弘企画総務部長 住民への周知についてはしっかりやらなければならないと思っています。先

ほど言った広報紙やホームページのほか、夏には全地区でまちづくり住民推進会議もありますので、そうした機会を捉えてしっかり説明していきたいというふうに思います。

○飯田敏勝委員 補正で繰越明許なのですけども、基本的にはこの制度そのものには反対なのですけども、今後ともまた予特も含めて議論していきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここでお諮りいたしますが、議案第23号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について、並びに議案第24号平成26年度網走市市有財産整備特別会計補正予算についてであります。議案第23号については大方の賛成者をもって原案可決すべきものと、議案第24号については全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように確認をさせていただきました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時07分休憩

午前11時18分再開

○平賀貴幸委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第33号網走市行政手続条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○大島昌之総務課長 議案資料の134ページ、資料14号をごらん願います。

行政手続条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明いたします。

初めに、改正の趣旨でございますが、行政手続法の一部改正に伴いまして、市が条例等に基づき行う処分及び行政指導につきましても法と同様の運用とするため、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、行政指導における許可等の権限の根拠の明示に関する規定、行政指導の中止等の求めに関する規定及び処分等の求めに関する規定をそれぞれ新たに設けようとするものでございます。

また、あわせて法の改正に伴う引用条文の改正等を行おうとするものでございます。

施行期日は平成27年4月1日から施行することとし、また、本条例の改正に伴い、市税条例に規定し

ております引用箇所の改正もあわせて行おうとする
ものでございます。

説明は以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは、質疑に入ります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第33号網走市行政手続条例の一部
を改正する条例制定については、全会一致をもって
原案可決すべきものと決定してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 次に、議案第39号網走市総合体
育館条例の一部を改正する条例制定について説明を
求めます。

○岩本博隆スポーツ課長 議案資料の151ページを
お開きください。

網走市総合体育館条例の一部改正概要について説
明させていただきます。

旧市民プール跡にトレーニング室を増設するのに
伴う条例改正であります。

現在のトレーニング室を第1トレーニング室、新
設を第2トレーニング室とし、条例の内容を規定い
たします。

網走市ふれあいセンター内に開設しておりました
トレーニング室分室は本年度で廃止し、条例からも
削除いたします。

以上です。

○平賀貴幸委員長 それでは、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第39号網走市総合体育館条例の一
部を改正する条例制定については、全会一致をもっ
て原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 それでは、次に請願、陳情の審
査に入ります。

なお、本日の委員会におきましても意見の一致を
見ず、今後も継続の運びとなった場合については、
委員の任期満了とともに審議未了、廃案という形に
なります。

また、先例の申し合わせにより補完措置をとらせ
ていただくこととなりますので御了承願います。

それでは、請願第37号来年4月からの消費税増税

の凍結を求める請願並びに消費税増税に反対する意
見書提出についての請願について、関連があります
ので、一括して審査を行います。

なお、請願第55号につきましては、2,135筆の署
名を添えて提出されておりますので、御承知おきく
ださい。

それでは、審査に入ります。

○飯田敏勝委員 継続でずっとやってきたわけだ
けけれども、特に消費税増税がされまして、新たに
8%から10%に増税するやつが昨年末の総選挙関連
で先送りされまして、今新たに経済の好循環とい
うことで、安倍政権がさまざまな政策を講じよう
としているわけです。

増税してからの約1年間を見てみると、やはり増
税の影響は非常に大きくて、二つの、8%に増税の
ときに5%にそのまま凍結する請願と、それから
8%に決まってから10%になるのを増税中止とい
うような請願の審査になると思います。

私は、特に国民総生産、GDPを見ても、一般的
な株価は上がって、それから輸出産業は非常に高利
益を得ていると。株価そのものは日銀が50兆円の公
的資金を要求して、お金をじゃぶじゃぶ出している
ものですから、外国の投機筋が買って株価だけが上
がると。

けれども実際は、消費支出、国民経済の60%を占
める個人消費、これは依然として厳しい現状にある
と。おまけに物価高で本当になかなか伸びないとい
うことです。特に低所得者層の消費落ち込みが激し
く、総務省の家計調査報告の中でも勤労者世帯の2
人以上を世帯主の年収を低いほうから順番に並べ
ても、本当に年収が低い436万円以下というのは実
際前年度より7.5%落ち込んでいるというような、政
府の統計でもそういうようなことが出ています。

増税が先送りされたとはいえ、1年半後には10%
を絶対やるというようなことを言っています。

そういうことからすると、これではとても個人消
費が伸びなくて、本来的な経済活動からいうと、中
央銀行が公的資金をじゃぶじゃぶ出して株価だけが
上がる、株価のバブルになって日本経済は非常に危
機に陥ると思うので、やはり消費税の10%への増税
そのものをやめさせて、個人消費を温める方向に向
けてもらいたいということで、この請願は今の情勢
を鑑みても理にかなっているもので、ぜひとも皆さん
の思いでこの請願の願意を酌んで採択していただき
たいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 過去からも継続的に議論をさせていただいていますけれども、まずこの国の置かれている財政状況を考えると、またこの先の人口減少と少子高齢化の展開を考えていくと、やはり財源をどういうふうに措置していくのかということとはしっかりと考えていかなければならないというふうに思います。

また、そういう点で消費税の増税不可避ではあるものの、一方で景気の好循環をつくり出していこうという取り組みがまさに今進められている最中で、例えば円安でネガティブな部分が出ているという指摘もあるものの、一方で海外からの観光客が大幅にふえていたり、原油価格が下がって燃料費が抑えられたりとか、さまざまな変化というものも出てきているというふうに受けとめておりますので、私は現在進めている政策の進捗を含めて、経過を見ながら考えていきたいというふうに思っていますので、この関連の請願については継続とさせていただきたいというふうに思っております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 少子高齢化が進み、税金や保険料を納める現役世代の人口が減ってきております。

また一方、年金や医療、介護など社会保障にあてる国の費用が毎年1兆円規模でふえております。

こういったことを考えますと、その財源をどうやって捻出するかということになりますけれども、消費税率を8%、10%と上げていくというのは仕方のないことだと思っております。

それで、私の考えでは継続ということになります。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 個人消費が落ち込んでいるという部分で、消費税増税に賛成するという方はおられないというふうには思います。

ただ、今現在を考えていくのか、それともこれからの日本を考えたときに、私はこの増税はやむを得ないということを考える一人でありますけれども、ただむやみに上げるということではなく、しっかりと国のレベルでの議論をしていただいた中で進めていきたいということでありますので、継続という形をとりたいと思います。

○飯田敏勝委員 若干議員間討論をしたいと思いません。前の議論、4定のときにはしなかったのですが、3定のときにもしています。

私は、状況をやはりきちんと見るべきだと思うの

です。

当然アベノミクスの問題にもなってくると思うのですが、実際昨年末の総選挙で消費税増税を先送りしたということは、少なくとも個人消費が悪くて、これ以上上げたらどうしようもなくなるということで10%の消費税増税を先送りしたということは、ある程度消費税を上げたことによって、経済という消費を、国民の6割を占める個人消費が立ち行かなくなるということを認めたから先送りしたのです。

だから、何で先送りしたかということを考えれば、網走市の力で国の政策を変えていくというのはなかなか容易ではないのですけれども、意見を上げることができるのはこういう場でしかないと思います。

そういうことからいうと、この請願は2千数百の署名をつけられて、初めの議論のときも網走商工会議所のデータなどを使いながら、本当に落ち込んでいるというような実態が示されています。

外国から円安の関係で観光客が来ているということだったので、肝心の日本のGDP、国内総生産を上げない限りは、私は今がしっかりしなければ未来もないと思うので。

消費税の5%から8%にしても、社会保障のためと言っているが、社会保障に使っているのはわずかに数%だという実態もあります。

また、10%に上げるときも、社会保障なりそういうような口実を使っていくと思うのですが、そういうことではなしに、やはり消費税ではない道もしっかりと議論しながら、私は財源を探していくべきだと思うので。そういうような前向きな議論というのは、そういうことも含めて、仕方ないではなしに、庶民の実態をしっかりと国に、網走の、地方から上げていくということが私は重要だと思うので。ましてや10%が先送りされて、8%になっても伸びないというのなら、8%自体非常に問題があるということが証明されたので、そういう意味で消費税に頼らない道も含めて、今仕方ないと言った皆さん方も含めてどのような考えがあるのか、あればお示し願いたいと思います。

○平賀貴幸委員長 委員の皆さんいかがですか。

○近藤憲治委員 この種の議論を過去に何度も繰り返させていただいていますけれども、国の財政状況に対する見解の相違と、あとはそれに対してどういった財源措置をしていくのかという部分の考え方の違いがあるのかなというふうに思っておりますので、

飯田委員の御意見を伺いましたけれども、私自身としては継続という考えは変わりません。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 使い道とおっしゃられていますけれども、消費税は年金、それから医療、介護、少子化対策だけにあてるとということが明記されております。それ以外に使われるということは私は考えておりません。

それで、私の考えが変わることはございません。

○井戸達也副委員長 お金が必要なのにお金がないということで、何とか財源を確保しなければならないという部分、これを消費税でという考え方なのですけれども、ただ、国会議員そのものも、議員の削減も含めてみずから身を切る姿勢もまた大事なというふうに私は考える一人で、そうした中で理解を得ていくという方法も一つ必要なかなというふうには私は思っています。

ただ、消費税についてはやむを得ないと考えであります。

○平賀貴幸委員長 ほか、ございますか。

○飯田敏勝委員 一応継続というような意見なので。

私が言いたいのは、消費税だけに頼らないで税制そのもの、負担が十分できる能力のある人から税金を納めていただく、累進課税というものです。

特に、フランスの経済学者のピケティという方が日本に来て、格差社会の拡大ということで講演して非常に反響を呼んでいます。

その中でも、日本の消費税そのものと税制そのもの、格差を生む税制そのもの。今国会議員の定数だとかさまざまあったのですけれども、それ以前に、不公平な格差を生むような税制をしっかりと、今こそ税制改正を考えていかないと、私は消費税だけに頼ってしまうと。今もうけているのは、先ほど言った国が50兆円の公的資金を投入して、海外からの投資だとか株式、お金を持っている方が株を使ってもうけると。それから、大企業は海外に拠点を移して、日本で税金を払わない体制というようなものがあって、結果的に苦しんでいるのは消費税を背負わされる国民全体で。そういうような税制を、負担能力のある人が払うという本来の姿に戻してこそ、私は正常な社会が運営されると思いますので、委員長のあれでいくと継続ということで、このまま廃案になると思うのですけれども、最後に一言そのことを申し上げたいと思います。

○平賀貴幸委員長 それでは、請願第37号並びに請

願第55号については意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、請願第39号住民の安心・安全を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独自行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出を求める請願について審査をいたします。

なお、この請願については、3月7日、6月12日、9月11日、それぞれ当委員会において継続審査となっております。

○飯田敏勝委員 これも過去、昨年の3月と6月と継続になっているやつです。

論点は、本来国が果たすべき役割だとか公務員の果たす役割の中で、国がだんだんそのような出先機関を縮小していったら、結果的には住民の利便を図らなくなるということ。

あのときの議論の中でも、何が何でも全部やっても国のほうは大変だというようなことだったのですけれども、少なくとも公的責任というものがあるとすれば、国の行政改革の中で大都市中心の政策をやっていくということが必ず起きます。今こそ地方分権だとか地方創生と言っているなら、こういう国の出先機関も含めて公的責任をどういう形で保障していくかということから私はしっかりと議論していくべきだと思うので、そういう意味においても、ぜひ請願の願意を酌み取って、それに合った形で当議会としての意見は上げるべきだと思うので、ぜひ採択願いたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 これも過去に何度も議論させていただいてはいますが、やはり国の財政状況を考えれば当然、では今の規模、数が今後未来永劫維持できるのかということを考えれば、人口も減っていくことを踏まえれば極めて困難であるということのはっきりしているわけで、やはりこの先の未来を見据えるのであれば、どういう形で国をスリムに、コンパクトにしていくのかということも考えていかなければならないわけでありますので、私としてはこの請願については。

ただ、市民生活に関連する部分も少なからずあるということでありますので、今後の動向を見きわめる必要があるということで、継続としたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 今までにいろいろと何回かこの請願に出会っておりますけれども、こういった今の少子化によって少しずつ削減されていくということは、これはしょうがないことなのだろうと、そんなふうに思います。そしてまたそのためには、一人一人が身を削ってそれに対処していくべきだと、こんなふうにと思いますが、継続ということにいたしたいと思います。

○井戸達也副委員長 請願第39号につきましては、基本的には私どもは採択してよいかというふうに考えております。

安易な業務委託化を進めることによっていろいろな問題が起きるという可能性を考えたときに、この請願については採択できるものであると。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、請願第39号につきましては継続と採択という意見に分かれておりますので、意見の一致を見ませんので、こちらも継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、請願第42号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての請願、請願第54号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書提出についての請願、陳情第12号特定秘密の保護に関する法律を制定しないことを求める陳情、陳情第26号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書採択に関する陳情について、関連がありますので一括して審査をいたします。

なお、請願第42号は平成26年3月7日、6月12日、9月11日とそれぞれ継続審査に、請願第54号は平成26年9月11日、陳情第12号は平成25年12月12日、陳情第26号は平成26年9月11日とそれぞれ継続審査となっております。

○飯田敏勝委員 特定秘密保護法、これは昨年12月10日に施行されまして、知る権利を侵害して、憲法の基本的原則を根底から覆すということで、かなりどころか国民の間で今だもって秘密保護法を廃止せよという声が大いなのです。

特に問題なのは、その後国会で施行されましたが、いわゆるイスラム国の人質拘束から始まりまして、その検証も含めて非常な壁になっているのがこの秘密保護法なのです。

今の、その後やります集団的自衛権の行使の件につきましても、秘密保全体制というものが、集団的

自衛権でも、それから人質の拘束殺害事件の検証でも非常に大きな壁になっているのです。

もともと何が秘密かということも秘密だということとで始まったものですから、審議していく中で本当にさまざまな壁に今突き当たっているのです。

今問題になっている秘密国会法というのですか、国会の職員が適正評価を行う基準を決めるということとを今国会の中でやっています。

特に、情報監視審査会というようなことの中での審議で問題になったのは、本来国会というのは二元代表制の中で政府をチェックする機関なのに、そのチェックする機関の側が、その職員の人事、人選するのに全く秘密にして関与できないというような法律を今つくろうとしています。まさに時の政府の言うがままのやり方がこれからまかり通る、基準というのがまかり通るということになります。

本来、今言ったとおり政府を監視するという国会が、その第一義的な任務を投げ捨てるというようなものが今の秘密保護法の形での国会の秘密保全体制がつくられようとしているのは秘密保護法があるからであって、私は自分で自分の首をどんどん絞めていくのが、国会の首を絞めていくのがこの秘密保護法だと思っています。

そういうことからすると、やはりこの法律は廃案しかないのかなという思いです。

そういうことから、これらの数多くの請願の願意を酌んで、採択して、意見書を上げる方向で御審査願いたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、いかがですか。

○近藤憲治委員 これも過去の議論でお話しさせていただいていますように、特定秘密保護法については我が国の外交上、また防衛上の政策との関連性から重要な法制であるというふうに考えておりますので、このような内容での請願については採択しかねるということでもあります。

ただし、内容について、法律でありますので、今後の状況の変化等々もあり得るということもありますので、その推移について見守るべきであるということもあって、継続というふうにさせていただきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 これも何度か話し合った内容でありますけれども、特定秘密保護法という、特に自衛隊の防衛の問題でありますとか、それから以前にも申し上げましたように、外国で日本人の命が守れな

かったという、そういったことに関しまして、日本に情報を提供すると漏れてしまうと、そういったことも聞いております。

現在のところ、こういった廃止を求めるという意見書につきましては承服しかねるということで、継続とさせていただきたいと思います。

○井戸達也副委員長 請願第42号ですけれども、特定秘密保護に関する法というのは必要であるというふうに私は考えるところでありますけれども、そもそも防衛、そして外交、スパイ防止、そしてテロ活動防止と、この四つの分野での取り決めだったはずなんですけれども、現在382項目ですか、非常に複雑になり過ぎてしまって、目的がよくわからなくなりつつあるような気がしてならないので、その辺をぜひ整理していただいて、生きる法律としていただきたいというふうに思いますので、継続という形をとりたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○飯田敏勝委員 高橋委員なども言ったのですけれども、何で秘密が守られなければならないと。特定秘密保護法の第10条には、政府、行政機関は国会が秘密保全の措置をとらなければ特定秘密を提供しないと定められていて、そのために先ほど私が言った情報監視審査会というものがつくられた。ただ、この情報監視審査会も、何のことはない、もともと何を特定秘密にするか秘密であって、国会がどんなに厳格な秘密保全の仕組みをつくっても、政府が特定秘密を国会に提出するかどうかというのは全部政府の判断なので、だから特定秘密保護法というのは時の政府の都合のいいように使われるおそれがあって、国会は何のチェック機能も果たせないのがこの特定秘密保護法の最大の欠陥だと言われているのです。

政府から秘密が開示されても、全部秘密会でやって、たった8人の審査会の委員だけで全部決めてしまって、そうしたら国会というものは何のためにあるのだということなのですから、その点はどうなのですか。

○高橋政行委員 今おっしゃられた内容の中に、監視する部分があるのだけれどもそれが何の役にも立っていないと言われております。

ただ、そのほかに最終的には裁判所が判断すべきことではないかと、そんなふうにも思います。

以上です。

○飯田敏勝委員 よくわからないのですけれども、裁判所が判断する。今言ったのは、議事録は公開さ

れずに、国会はチェック機能の役割を果たさないとやったのですけれども。

要するに国会議員は質問で取り上げたら懲罰の対象になると。何が秘密かわからないから、秘密と判断した政府がその議員を懲罰なり除名なりにできるということまで書いてあるのです。

これだと憲法第51条が保障する議員の発言、質問、討論の自由を奪うものではないのですか。

それが、裁判所がどこで。三権分立なのですから、三権分立は憲法に保障されたものであるから、裁判所はそのようなことはできるはずはないと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○高橋政行委員 今までにもそういった裁判例というのはあったと記憶しております。

○飯田敏勝委員 憲法に規定された三権分立によって、司法、立法、行政とあります。立法は国会です。行政は国、それから司法は裁判所です。

聞いているのは、それがどこでどうなったかわからないのですけれども、その辺少し具体的に説明願いたいと思います。

○高橋政行委員 記憶は定かでないのですけれども、新聞紙上でそういった記事があったように記憶しているだけですけれども、記憶違いでしたら申しわけございません。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第42号、請願第54号並びに陳情第12号、陳情第26号については意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次、請願第43号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書提出についての請願について審査を行います。

なお、平成26年3月7日及び6月12日、9月11日にそれぞれ継続審査となっておりますので御承知おきください。

○飯田敏勝委員 これも継続になって今回に至ったのですけれども、いわゆる官製ワーキングプアということもなくすということでの請願だと私は認識していて、きちんとマンパワーの力を借りてやるにはしっかりした身分保障がないとできないのではないかと私は思います。

そういう意味からも、行政改革という、何かとこういうような非正規、臨時、非常勤職員と

いうのが出てくるのですけれども、私は本当に今やらんとしている地方創生なり地方再生なりそういうことをしっかりと考えていくなら、行政の果たす役割は非常に大きいと思うのです。

その中でしっかりとした身分をもって当たるということがやはり本当の推進の原動力になると思うので、過去にも議論しましたけれども、改めて雇用の安定、それから地域経済の活性化ということを考えると、この辺は避けて通れないので、ぜひとも願意を酌んで採択願いたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、いかがですか。

○近藤憲治委員 このテーマについても過去に議論させていただいていますけれども、働く側の多様な働き方があってしかるべきですし、また、雇用主側の地方自治体についても、人口減少と税収減少、それと福祉の増大を含めて非常に厳しい状況にあるというふうに考えていますので、制度としてこういった形、また待遇としてこういう形が現状として存在するという部分については認識しておりますが、それについての問題意識というものは感じておりませんので、この請願については採択する必要はないというふうに考えておりますので、継続という形にしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 民間企業の中では、非常に厳しい経済状況の中で役員報酬、こういったものをみずから削りながら、従業員の保障を守っているという会社も中には実際あるのです。

そういったことを考えると、民間企業でも非常に努力されている企業があるということを考えますと、そういったバランスを考えていくと、ここの請願に関しましては、私は不採択という形をとりたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第43号については議論の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 それでは続いて、請願第50号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書提出についての請願、請願第53号集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し憲法第9条を守り生かすことを求める意見書提出についての請願、陳情第30号集団的自衛権行使容認について政府への意見書提出に関する陳情について一括し

て審査を行います。

なお、請願第50号は平成26年6月12日、9月11日、12月11日にそれぞれ継続審査に、請願第53号は平成26年9月11日、12月11日にそれぞれ継続審査に、また、陳情第30号は平成26年12月11日に継続審査となっております。

なお、陳情第30号につきましては、1,011筆の署名を添えて提出されていますので、御承知おきください。

それでは、審査に入ります。

○飯田敏勝委員 今委員長が言ったとおり、これも非常に数多く、幾つもの請願がなされています。

昨年の閣議決定を受けまして、集団的自衛権ということなのですけれども、その後の議論は、この閣議決定に基づいての安全保障関係の与党協議を見ていくと、本当に集団的自衛権ではなしに米軍と肩を並べて戦争に行くというような議論がますますどんどん進んでいってしまおうと。

各新聞の論調を見ても、問題は自民党と公明党との与党協議の中でいかに歯どめをかけるかというのが焦点のようなのですけれども、もともと閣議決定そのものが、集団的自衛権に関しては従来の憲法解釈を覆すということから憲法違反だということからすれば、閣議決定そのものが問題だということです。

そういうことから過去ずっと議論されてきました。

もっと悪い状況が進んだというのは、与党協議の中で政府が出してきているのは、閣議決定を具体化するために、与党協議だけではなくて、さまざまな自衛隊法だとか、それから周辺事態法だとか、それから恒久法を使って、憲法の枠内でその法律は適用されるので、どんどん集団的自衛権まがいのものをやろうとしていくという方向に議論が進んでいって、非常に危険だということです。

ましてやいわゆるイスラム国の人質拘束、殺害ということで、人質を救出するまで軍事的対応を行えるのではないかなというような議論までされていくと、本当に集団的自衛権が言っていることが、積極的平和主義だと言って、平和主義は武力を伴ってできるというような議論になっていくことが非常に危険だということから、本当に今こそこの集団的自衛権に関して大きな声を地方から上げていかないと、どんどんなし崩しにひどい結果になっていくと思うので、ぜひともその辺の議論を通じながら、今委員長が言いましたさまざまな請願の願意を酌んで、私は集団的自衛権行使容認の閣議決定を含めて撤回すべきだ

と思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 これも過去に何度も議論させていただいてはありますが、集団的自衛権の行使については基本的には我が国の存立を脅かされた場合の話であります。またはそういうことを想定されるケースについての話であります。

むやみやたらに戦争をする国になるというような批判もあるようですが、決してそういう前提の議論をしているわけではないというふうに考えておりますし、これだけ国際情勢が変化をしてきて、また不安定要因がある中で、我が国がどういう立場で国際社会の中での役割を果たしていくかということ考えた際には、集団的自衛権の行使を含めた議論は避けられないというふうに考えておりますので、この関連する請願については、行使容認の閣議決定後の細かい法制議論を含めた部分についてはまだ不確定要素がありますので、継続とさせていただいて、推移を見守りたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 集団的自衛権につきましては、日本は戦争する国になっていくという、そういったことにはならないようにいろいろ歯どめはかかっております。

そこでの考え方の違いなのかとは考えますがけれども、私は継続をしていきたいと思います。

○井戸達也副委員長 従来の政府見解における憲法9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と生活、平和な暮らしを守り抜くため論理的な帰結を導く必要があるという非常に複雑な法というか解釈になっておりますけれども、私は形として国際的な日本の立場を考えると必要なものであるというふうに考えておりますけれども、基本的にこれを行使することのないような正しい考えを持つことを期待しながら、継続とさせていただきたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○飯田敏勝委員 今、各委員から継続ということが出たのですけれども、歯どめになるだとか何だとか言うのですけれども、今の与党協議の安保法制で二つの重大な問題があるのです。いわゆる恒久法と周辺事態法の改定が今の安倍政権が目指す方向で、この安保法制協議がなされています。

恒久法の目的は何だといったら、国際貢献。周辺事態法の改定が何だといったら、まさに皆さん方が

言ったように日本の安全確保。

ところが、地理的範囲を見ると、今までは日本の周辺事態だったのですけれども、全世界に地理的範囲を延ばしているのです。

特に周辺事態法では周辺という言葉削除して全世界にまで延ばしています。

支援対象といったら、米軍その他、アメリカがトップになって、アメリカが攻撃されれば日本が支援するという形になっている。

それで、活動地域というと、戦闘地域に両方ともなっているのですけれども、従来言われていた後方支援は、補給だとか輸送、医療、修理などが言われています。

周辺事態法では、今よく新聞に載っているのですけれども、船舶検査だとか、搜索、救助だとかということが載っています。武器、弾薬の提供といったら、現行法では不可なのですけれども、可能になっています。武器の使用は、任務遂行型へ拡大していくと。

何のことはない、後方支援でも全世界まで地域が延びていけば、後方支援で戦闘地域ではないなどと言っている、攻撃を受ければ、任務遂行型を拡大していけばそこで反撃するのです。そうしたら戦闘そのものになるのです。

イラク戦争のときに、当時の小泉首相が、非戦闘地域でないのではないかというようなことを言ったら、いや自衛隊がいるところが非戦闘地域だと言ったのが有名ですけれども、この与党協議から安保法制の恒久法と周辺事態法の改定をしていくと、まさに米軍の後方支援そのものが、米軍も戦闘していると。後方支援では攻撃を受けたら戦闘になるのです。そうしたら撃ち合いが始まって。

それで与党協議の中で、そうなったことを考えて、今歯どめはかけていると言った高橋委員、公明党は、自衛隊の身が安全ということの保証はどこでとれるかということで、その議論が今なされているのです。

けれども、与党協議というものは、やはり今言った恒久法と周辺事態法の改定で推進していくという方向に向かっていますから、閣議決定どころか現行の憲法解釈そのものではないしに、現在の恒久法と周辺事態法の改定だけでアメリカ軍の集団的自衛権の行使できる方向に向かっていることに私は非常に脅威を感じるのです。

歯どめになるかもしれないと言った高橋委員の新3要件という、まずアメリカはやられる前にやる

ということで攻撃したら、攻撃したところから反撃を受けると。

3番目に、日本はアメリカ軍の存立が危ないという、日本も同盟国だから、存立が脅かされるので一緒に日本も参戦するというのが、新要件でのアメリカの先制攻撃に参戦というような協議の中身なのです。

これでは何の歯どめにもならないと思うのですけれども、その辺も含めて閣議決定そのものを撤回しないと、どんどん与党協議の中で拡大解釈されて、憲法そのものまで無視するような事態が起きてくるということは、私は許しがたいと思うのです。

その辺に関しての認識をほかの委員が持っていたらお聞きしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 他の委員いかがでしょうか。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

飯田委員、特段お持ちでないようですので、よろしいですか。

それでは、請願第50号並びに請願第53号、陳情第30号につきましては、意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後1時00分再開

○平賀貴幸委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次は、請願第59号T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願について審査を行います。

○飯田敏勝委員 この請願の全文に書かれており、今非常に重要な状況になっています。予断を許さない状況ということが書いてありますけれども、本当にそうで、私たちの議会でも何回となく決議を上げまして、オール網走、オール北海道で取り組んでいる課題です。

特に、記の国会の決議があります。決議が遵守できない場合はT P Pから脱退することと。

恐らく情勢としては非常に厳しい状況に置かれているというような状況ですので、ぜひこの機会を逃さないで、官民挙げてしっかりと構えを持って、私はこの意見書を上げていってほしいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 重要な課題でありますので、採択の方向でいいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、皆さんもよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第59号T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願については、全会一致をもって採択すべきものとするに決定をいたします。

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

意見書について後ほど配付としますので、次に進めてまいります。

○平賀貴幸委員長 続いて、陳情第14号『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局地名改称に一部訂正を求める陳情についての審査を行います。

なお、この陳情は平成25年12月に継続審査となっております。

また、陳情代表者の石井一雄氏が御逝去されたため、陳情代表者の変更を承認いたしましたので御承知おください。

○飯田敏勝委員 この陳情については、私たちは願意を酌んで採択して、意見書としてどういう形で上げるかということもあるのですが、酌んで採択して、議会の意思を示すべきだということです。

私たちはそういう態度です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 これも過去に議論させていただきましたけれども、願意については網走という地名に対する強い思い入れがあるということで非常に共感するところでもありますけれども、また一方で、総合振興局の名称については、時間も経過し、広くオホーツクという形で定着しつつあるというふうに認識していますので、陳情提出者の願意が何らかの形で具現化できる方法を考えていきたいとは思いますが、一方でこの陳情に書かれているような形で、名称の訂正という形はなかなか困難であろうというふうに考えておりますので、この件については継続という形にさせていただきたいと思っております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 新しい名称が変わって、やっとその名称に対して使い方もなれてきた時期にもなります。またその以前の名称に戻すということにつきましては抵抗が出てくるかと思っておりますので、継続とさせていただきます。

○井戸達也副委員長 先ほど御意見がございましたけれども、オホーツクという名称となりまして、実になれ親しんでいるというふうに私も解釈しており

ます。

この陳情者の願意は非常にわかるころではありますけれども、ここまで来ると、なれ親しんだものとなって、逆にまた名称変更となりますと非常に混乱する部分もございますので、私はこの陳情に関しては採択すべきでないというふうに考えます。

不採択です。

○平賀貴幸委員長 それでは、陳情第14号については意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 続いて、陳情第20号「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる陳情についてであります。

この陳情は、平成26年9月11日に継続審査となっているものであります。

○飯田敏勝委員 私たちは採択すべき立場で今まで議論させていただきました。本来学びを社会全体で支えるということからいうと、高校無償化への制度の理念からすると、先進国の例を見ても所得制限が設けられるということは先進国としての立場から外れるものであって、特に教育というものは費用対効果で得られないものでありますから、その辺を酌んで。教育の可能性は、格差のない教育を受けるということからすると、私はやはり採択すべきものであるということです。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 これは大きな方向性としては非常に理想的な内容ではあるのですが、一方で我が国が抱えている根本的な問題である人口減少であり、税収減少であり、この先どういうふうに国を成り立たせていくのか、財政的な問題だけではなくて、社会保障をどうやって維持するののかも含めて大枠で考えなければならないことから考えると、目指すべき方向性としては理想ではあるのだけれども、なかなか現実的にはそれは困難であろうというふうに考えますので、この陳情については継続という形にさせていただきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 無償にこしたことはないと考えますけれども、国の状況を考えますと無償ということは、これは大変厳しいだろうと考えます。

ここに給付制奨学金ということも書かれておりますけれども、何とか無利子奨学金を多く使っていただくように努めていただきたいと、そんなふうに感

じまして、継続とさせていただきます。

○井戸達也副委員長 私も高校、大学と、これが無償化になるということは、できるものなら非常にすばらしいことだというふうに思いますけれども、実際問題を考えますと、ではどこからどういうふうにしてこれを実現していくのだという部分を考えますと、非常に難しい問題になっているというふうに思うのと、同時に子を持つ親として、子どもたちに十分な教育を与えてあげるとするのは親の責任でもあると思いますので、親が一生懸命働いて子どもたちに十分な教育を受けさせてあげるという部分におきましても、この無償化というのは非常に現実的には難しい。そして、親としての責任を果たす意味でも違ったものであるのかなというふうに思いますので、不採択という形を取りたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第20号については意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、陳情第29号市民健康プールに大学生の料金設定を求める陳情についてであります。

なお、この陳情は平成26年12月11日に継続審査となっております。

また、陳情第29号が採択となった場合、関係行政庁への意見書の送付ではなく、地方自治法第125条の規定により市長へ陳情採択の結果を送付することになります。

なお、市長へ送付するに当たり附帯意見を添えることができますが、その場合は委員会として附帯意見の内容を決定する必要がありますので御承知おください。

それでは、審査に入ります。

○飯田敏勝委員 前に議論しました。それで、大学生の幅広い活動を支援する。特に市民健康プールができて、さまざまな面で市民団体なり健康増進事業を推進していく上で、大学生の力も借りなければならないということから、大学生がそのようなリーダー的人材育成に役に立ってもらいたいということから、私はプールの利用での減免はいいのではないかなということを申し上げました。

特に、その後委員長のほうから、前の委員会でもほかの施設のことも考えて、全体的な施設のバランスなりそういうことを考えて、もう少し議論したら

いいのではないかということがありましたけれども、プールに限定するのが多いということで。あとはエコーセンターの使用というようなこともありましたので。

ぜひともオープンに向けまして、大学生の置かれている位置も考えて、人材育成、そして健康増進事業の推進のためにも積極的に大学生の力を借りるということも念頭に置いて考えていったらいいと思うので、意見書についてはぜひとも上げてもらいたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、いかがですか。

○近藤憲治委員 市民健康プールの料金設定については、陳情が出る以前の段階から関連条例を含めて議論をさせていただいてきています。

前回も議論しましたが、陳情の中身で一つきちんと考えておかねばならないことというのは、東京農業大学の学生が利用するプールを整備するのは一義的には誰なのかということだと思います。それはすなわち大学に通っている学生のスポーツ振興であり、体力増進であり、そのために使われる施設を整備するのは一義的には大学であるべきだというふうに考えます。

その上で、今回市民健康プールの建てかえに当たって大学生の方も利用するのでという話でありますので、そこはやはり市が整備する施設でありますので、市の意向、市の考え方という形でそこに合わせて利用していただくというのもやむを得ないのかというふうに考えております。

また、料金設定の議論の中でいろいろとお話しもさせていただきましたが、長期で利用する、または多頻度、数多く利用する方に関しては、料金が実質的には下がるような形での制度設計になっているというふうに認識をした上で条例を可決した経過もございまして、この陳情についてはおっしゃりたいことというのはよくわかりますし、東京農業大学と本市との関係を考えればいい形で進めていきたいというふうに思っていますので、市民健康プールが新たに開業した後の状況の推移も見守りながら、今後ともいろいろと考えをさせていただきたいというふうに思いますので、継続というふうに思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 大学のある網走を選んで来てくれた学生には本当に申しわけないですけども、まず公平ということを考えますと、大学生ばかりが優遇

されるということはちょっと考えたくないと思います。

今言われたように、長期利用されるなど料金を工夫するように使っていただけたらと、そういうふうに感じるのですが、実際やっていただきたいと思います。

そして、これは継続といたしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 今高橋委員のほうからもありましたけれども、大学生が非常に苦しい中で勉強に励まれて網走に來られているという部分で、応援してあげたいという気持ちは非常にあります。ただ、その一方で、経済的な理由で大学に行きたくても行けなかったという子どもたちも当然いるわけでありまして、同世代であっても、18歳から22歳までであってもそういった理由で働かざるを得ない状況にある子どもたちというか未成年の方もおられますので、そういったことを考えますと、公平ということを考えますと、大学生に限ったものではないのかということも含めまして、今後もっといい方法を考えていくということで、継続という形をとりたいと思います。

○飯田敏勝委員 この文章を読めば、記の部分で、1、2、3とあるのだけれども、1、2の部分を読みますと、要するに通年化になって、結果的には料金が上がって、大学生の利用料金の設定ということも、利用しやすい料金も考えてくれと。決してもものすごく安くとかそういうことを言っているのではなくて、利用しやすい金額設定は何かということも、私はやはり考える必要があると思いますし、過度な金銭負担の料金設定ということからいうと、長期的にやるとなかなか大変なことになるので、その辺も考えて、継続になるにしても今後ともその辺を委員の皆さんが、では利用しやすい料金はどのような方がいいのかということも含めて。

やはり市民健康プールということの教育的な意味も含まれた中での料金設定ということも含めたら、その辺も考えて、私はしっかりと認識してもらいたいという気持ちです。

○平賀貴幸委員長 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第29号については意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

ここで意見書案配付のため暫時休憩いたします。

午後1時18分休憩

午後 1 時19分再開

○平賀貴幸委員長 請願第59号に関して採択ということになりますので、意見書がありますが、T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書について文案のほうを御確認ください。

なお、提出先については、書面にて記載のとおりですので、あわせて御確認ください。

この文案でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見書についてはこのように決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 次に、その他についてであります。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者のほうからは。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、総務文教委員会をこれにて終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時20分閉会
